

芽室町道路整備規準

令和2年3月

北海道芽室町

1 目的

これまでの道路整備は、まず基本となる道路の種別・区分を定め、道路構造令に示されている標準的な設計基準を適用することにより、全道のどこでも同じような形態を有する画一的な整備が行われてきており、必ずしも地域の実態に即した道路構造ではありませんでした。

このことから、平成30年度に策定した芽室町道路マスタープランの基本方針である「効果が目に見える道路整備」を実現するため、芽室町で必要な機能の道路を効率的に整備する観点から、道路構造令の適用にあたっては、整備区間をきめ細かく区切った上で、環境要因や整備期間、住民合意等も含めた総合的な判断による、地域の実態に即した道路構造の弾力的な適用を行うための判断規準として「芽室町道路整備規準」をまとめたものであります。

2 基本的な考え方

本規準は、芽室町が管理する道路を対象とします。地域の実情に応じた道路構造等を採用し、地域にとって必要な道路整備を行うことで、費用に対し高い整備効果を得るには、道路構造令をどのように運用するかを芽室町の標準的な考え方として判断する際の規準として利用します。

ただし、安全性に関わる規定等については、安易に規格を下げてはならないものとし、また、都市計画道路の場合は、都市計画決定幅員と整合を図るものとしします。

3 道路の機能分類

3-1 道路規格

道路構造令（昭和45年政令第320号）第3条（道路の区分）により決定します。

3-2 車道幅員

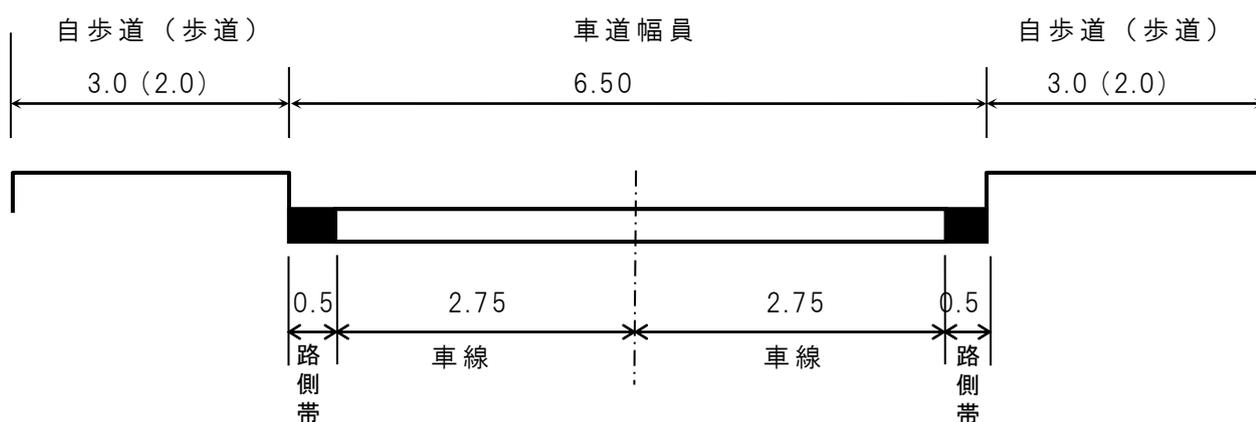
車道の幅員については、道路構造令（昭和45年政令第320号）に

に基づき、道路利用形態、沿道の土地利用、道路の種別、接続道路の状況及び冬期の交通対策、既存の道路幅員等を勘案して決定しますが、芽室町の市街地における車道幅員については6.50メートルを基本とします。

ただし、地形状況や用地確保が難しい等、特段の事情がある場合は別途考慮する必要があります。

【参 考】

市街地幅員断面構成図



3-3 歩道設置及び整備の基本的な考え方

- (1) 芽室町における市街地の各本通及び各仲通については、両側に歩道を設置するものとし、ただし、地形状況や用地確保が難しい等、特段の事情がある場合は別途考慮するものとし、ます。
- (2) 郊外地については、地形上（縦断勾配）あるいは学校、集落からの距離を考え、利用状況や通勤及び通学状況を把握し、設置区間を決定するものとし、ます。
- (3) 歩道空間の整備については、利便性、機能性を重視するものとし、ます。
- (4) 排水施設や標識、電柱等路上施設の位置についても充分考慮するものとし、ます。
- (5) 歩道構造についても、取付道路部の段差の緩和及び解消、歩道横断勾配の緩和などの検討を行い、現地の沿道状況に合った構造を採用するものとし、ます。
- (6) 芽室町における植樹柵及び植樹帯については、原則設置する

ものとし、安全な歩行空間を確保できない場合には設置しないものとし。

【参 考】

郊外地において通学路として歩道・自転車歩行者道を設置する場合は、交通安全上必要な区間の整理が必要です。
交通安全上必要な区間についての考え方については「交通安全事業必携」（平成6年ぎょうせい）を参照ください。

3-4 歩道及び自転車歩行者道の幅員

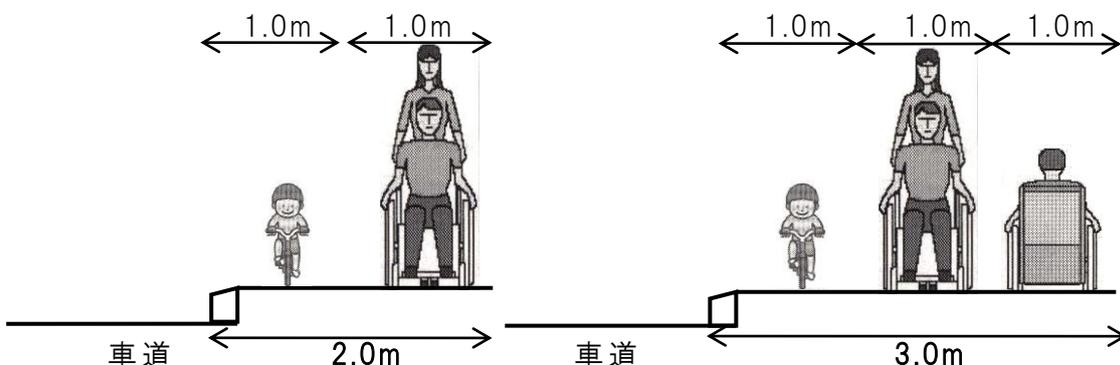
芽室町における歩道及び自転車歩行者道の幅員は、道路の区分に応じ次に掲げる値以上とします。ただし、地形状況や用地確保が難しい等、特段の事情がある場合は別途考慮する必要があります。

歩道の幅員(m)	自歩道の幅員(m)
2.0	3.0

※令和2年3月現在、芽室町において「普通自転車通行指定部分」の指定はありません。

【参考】

歩道整備イメージ



4 道路の構造

4-1 路体及び路床

- (1) 路体は道路盛土を構成する主要部分であり、自重による崩壊等に対して十分に安定するように実施します。また、軟弱地盤等の場合には、原地盤処理を行ったのち盛土を行う必要があります。
- (2) 路床は、舗装からの荷重を直接支持しなければならないので

均一な支持力をもつ安定した構造とするものとします。

【参 考】

路体及び路床については、「道路土工－施工指針」、「道路土工－軟弱地盤対策工指針」（日本道路協会）を参照ください。

4－2 車道路盤工

車道路盤工における置換厚については、凍上被害を防止するために「道路事業設計要領」（北海道建設部土木局道路課監修）に準拠し、1・2級町道については、下層路盤厚20センチメートル、凍上抑制層厚70センチメートルとします。

その他町道については、下層路盤厚20センチメートル、凍上抑制層厚50cmとします。

なお、地形状況及び地下埋設物等から、これによりがたい場合は、現場状況を考慮した上で計画する必要があります。

4－3 車道舗装工

車道舗装工における舗装厚については、凍上被害を防止するために「道路事業設計要領」（北海道建設部土木局道路課監修）及び「舗装設計施工指針」（平成18年日本道路協会）に準拠し、アスファルト舗装の構造設計については、設定した構造設計条件にしたがって所定の性能を満足するように舗装の各層の材料を決定することを基本とします。

表層に使用する材料については、路面の安定性・平坦性・すべり抵抗性・流動化等を考慮し、かつ、コスト縮減の観点から密粒度アスファルト混合物F13とします。

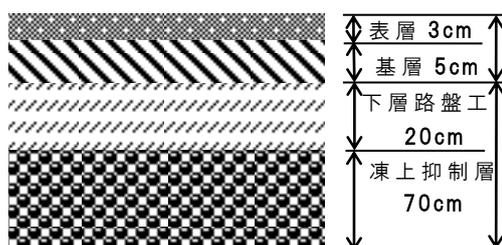
(1) 表層については、厚さ3センチメートル、基層については厚さ5センチメートルの2層とします。

(2) 上記における舗装材料については、再生合材50%を使用するものとします。

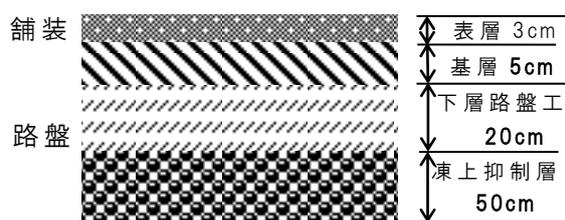
ただし、冬期間（11月以降）において施工する場合は、新材を使用するものとします。

【参 考】

1・2級町道路盤舗装構成



その他町道路盤舗装構成



4-4 歩道の設置

芽室町における歩道及び自転車歩行者道の形式は、除雪を考慮し、マウントアップ形式を基本とします。ただし、既設の車道や隣接地の高低差等により、マウントアップ形式を採用できない場合はフラット・セミフラット形式の採用も可能とします。

(1) 縁石の高さは、歩行者及び自転車の安全な通行を確保するとともに、沿道の状況等に配慮して市街地については車道面より15センチメートル、郊外地については20センチメートルとします。ただし、市街地において1・2級町道以外に設定されたその他の町道に関しては、歩行者の安全な通行が確保されている場合であって、雨水の適切な誘導等が確保できる場合には、必要に応じ5cmまで低くすることができます。

(2) 歩道の勾配及び段差については、以下のとおりとします。

縦断勾配：5%以下（ただし、沿道の状況によりやむ得ない場合は8%以内）

横断勾配：2%

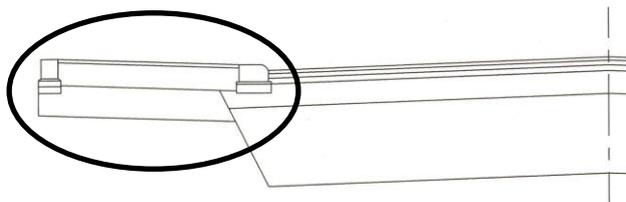
車道面との段差：横断歩道については、縁石前面で2センチメートル、車両乗入れ部については縁石前面で5センチメートルとします。

(3) 歩道・自転車歩行者道の端部処理は、用地界を明確にするため、舗装止縁石により端部処理を行うものとします。

ただし、歩道・自転車歩行者道端が用地境界となっていない場合は、舗装止縁石を設置しないものとします。

【参 考】

マウントアップ形式



4-5 歩道舗装工

歩行者、自転車の通行に供する歩道などは全て舗装するものとし、舗装と路盤の総厚は、凍上被害を防止するため50センチメートルとします。ただし、補助事業等においては、本規準における所定の路盤厚を満たすため、町単独費で所定の路盤厚を満たすこととします。

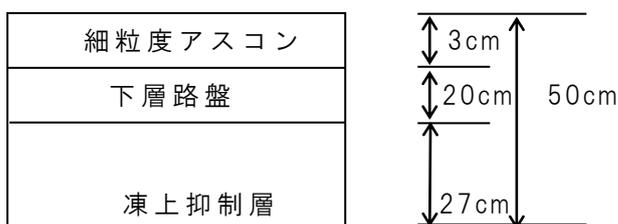
- (1) 歩道の舗装厚については、細粒度アスコン（歩道用）1層3センチメートルとします。また、上記における舗装材料については、新材を使用するものとします。

ただし、隣接地の形状等により、雨水排水勾配を確保できない場合や、歩行者の多い都市計画法上の商業地域に指定された区域については、排水性の高い舗装を使用できるものとする。

- (2) 歩道の景観舗装の選定にあたっては、他の事業との整合性や地域性を十分検討する必要があります。

【参 考】

歩道・自歩道の路盤及び舗装構成



4-6 路面排水工

路面排水の設計にあたっては、周辺地域における下水道事業との関連（雨水計画や降雨強度、流出係数、流量計算）について確認し、計画するものとします。

- (1) 縦断管の埋設位置は、維持管理等を考慮し、自転車歩行者道

の下に設置することを標準とし、歩道のみを整備する場合においてはこの限りではありません。

- (2) 自転車歩行者道の下に縦断管を埋設する場合の管底深さは、凍上等を考慮し、歩道面より1.2メートル以上の深さとし、ただし、他の地下埋設物等により歩道の下に設置できない場合は別途考慮し、歩道路盤等に影響を及ぼさない深さとする事ができます。
- (3) 上記によりがたい場合は、別途考慮する必要があります。

4-7 交通安全施設

道路には、交通事故の防止を図るための交通安全施設を設けることとします。

- (1) 道路が、崖又は法面の上にある場合、池、河川及び水路等に隣接している場合、あるいは屈曲部で必要と思われる箇所、その他危険と認められる箇所及び交差点等で歩行者保護のため必要と認められる歩道には、ガードレール及びガードケーブルなどの防護柵を設置することとします。なお、防護柵の設置については、「防護柵の設置基準・同解説」(平成16年日本道路協会)によるものとします。
- (2) 幅員が9メートルを超えるものにあつては、交差点等、特に照明が必要と認められる箇所には、道路照明灯を設けるものとします。
- (3) 見通しの悪い交差点や道路の屈曲部には、道路反射鏡を設置するとともに、視線の誘導が必要と認められる箇所については、自動車等を有効に誘導できる間隔で、視線誘導標を設置するものとします。

5 策定の経緯

● 道路整備規準検討会議（計3回）

令和元年 7月25日	第1回 道路整備規準及び道路整備計画評価基準検討会議・作業チーム会議（合同会議）
令和元年 11月12日	第2回 道路整備規準及び道路整備計画評価基準検討会議
令和2年 1月14日	第3回 道路整備規準及び道路整備計画評価基準検討会議（書面開催）

● 道路整備規準検討作業チーム会議（計3回）

令和元年 7月25日	第1回 道路整備規準及び道路整備計画評価基準検討会議・作業チーム会議（合同会議）
令和元年 8月22日	第2回 芽室町道路整備規準作業チーム会議
令和元年 10月17日	第3回 芽室町道路整備規準作業チーム会議

● 検討会議メンバー

所 属	氏 名	備 考
建設都市整備課建設係長	玉 村 大 輔	リーダー
水道課水道工務係長	平 本 純	サブリーダー
農林課土地改良係長	次 田 裕 二	
建設都政整備課長補佐兼公園緑地係長	菊 地 徳 之	
建設都市整備課管理係長	竹 川 恭 史	
建設都市整備課長補佐兼土木維持係長	高 橋 力	
水道課下水道工務係長	佐々木 浩 二	

● 作業チーム

所 属	氏 名	備 考
農林課土地改良係技師	藤 村 勇 貴	
建設都市整備課建築係技師	勝 尾 由記子	
建設都市整備課管理係主任	街 道 孝 政	
建設都市整備課建設係技師	小 林 祐 輔	
建設都市整備課土木維持係主任	葛 西 将 太	
水道課水道工務係技師	後 藤 拓 也	
水道課下水道工務係主任	村 瀬 亘 大	

芽室町道路整備規準

令和2年3月

北海道芽室町

建設都市整備課